

茨城町デマンド型乗合タクシー利用案内

1 利用対象者

町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当し、利用者登録をした方。
なお、利用者登録の有無にかかわらず、同伴として1人乗車可能です（年齢は問いません）。

- (1) 65歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納した方
- (3) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかをお持ちの方
- (4) 要介護認定・要支援認定を受けた方または介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方
- (5) 疾病等（感染症は除く）により一時的に車の運転が困難な方

2 利用者登録

利用者登録を希望する方は、利用登録申請書に必要事項を記入し、下記の利用対象者区分により、必要書類を持参の上、申請をお願いします。なお、代理の方による申請及び郵送での申請も受け付けております。

※登録完了後は、利用登録証を発行します。

※代理の方が申請する場合は、代理の方の身分を確認できるものを必ずご持参ください。

※郵送での申請の場合は、申請書及び必要書類を同封の上、地域政策課までご郵送ください。

利用対象者	持参していただくもの
(1) 65歳以上の方	身分を確認できるもの （運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）
(2) 運転免許証を自主返納した方	運転経歴証明書 ※発行手数料は、自己負担となります。
(3) 各種手帳（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）の交付を受けた方	①身分を確認できるもの （運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど） ②手帳（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）
(4) 要介護認定・要支援認定を受けた方または介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方	①身分を確認できるもの （運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど） ②介護保険被保険者証
(5) 疾病等（感染症は除く）により一時的に車の運転が困難な方	身分を確認できるもの （運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど） ※その他持参していただくものについては、地域政策課までお問合せください。

3 運行日

月曜日から金曜日まで運行します。

※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日の年末年始は、運休となります。

4 運行時間

運行時間は、下記のとおりとなります。

便	発車時刻	便	発車時刻	便	発車時刻	便	発車時刻
1便	午前8時	2便	午前9時	3便	午前10時	4便	午前11時
5便	午後1時	6便	午後2時	7便	午後3時	8便	午後4時

※発車時刻は、町内のタクシー事業所からの発車時刻となります。

5 予約先・受付時間

■予約先

茨城町デマンド型乗合タクシー予約センター

☎電話 029-353-6710

■受付時間

運行日の午前9時から午後4時まで

※予約受付期間は、利用する日の1週間前から当日利用希望時間帯30分前までとなります。

ただし、午前8時便及び午前9時便は、当日より前にお申し込みください。

6 利用方法

①利用者登録を行う

利用希望者は、「茨城町デマンド型乗合タクシー利用登録申請書」に必要事項を記入し、利用者登録をしてください。登録完了後、利用登録証を発行します。

②電話で予約を行う（利用登録証の発行後可能）

電話で予約します。その際、①から④をお伝えください。

①氏名 ②希望乗車日時 ③乗車場所 ④降車場所

③乗合タクシーに乗車する

指定の場所から乗合タクシーに乗車してください。ただし、乗合のため、待ち時間や目的地までの到着時間が毎回異なります。

④乗合タクシーから降車する

指定の場所での降車となります。降車の際に、利用料金を支払います。

7 運行区域及び乗降場所

- ・運行区域は、町内に限ります。
- ・乗降できる場所は、下記のとおりとなります。
 - ◆利用者のご自宅
 - ◆町で定めた場所（別紙「茨城町デマンド型乗合タクシー乗降施設一覧」をご参照ください）

8 利用料金

利用料金は、乗車1回当たり300円です（同伴者も料金がかかります。ただし、未就学児は無料）。ただし、次に該当する方の利用料金は、乗車1回当たり100円です。

- ・同伴する小学生
- ・「1 利用対象者」の（3）または（4）のどちらかに該当する方
- ・「1 利用対象者」の（3）から（5）のいずれかに該当する方を介助する目的のために同伴する方

9 利用料金の支払い方法

- ・デマンド型乗合タクシーの利用料は利用券での支払いとなります（現金は不可）。
 - ・利用券は10枚綴り（3,000円分・1,000円分）での販売となります。
 - ・利用券は、地域政策課（役場2階14番窓口）及びデマンド型乗合タクシー車内で販売いたします。
- ※購入した利用券は、返却による払い戻しはできません。ご購入の際はご注意ください。

10 利用上の注意

- ・1日の利用回数は、1人当たり原則2回までとします。
- ・予約状況によっては、ご希望の時間に予約ができない場合があります。
- ・予約された乗車場所に予約者の姿が確認できない場合は、他の利用者に影響してしまうため、キャンセルとみなして出発します。乗車場所には、時間に余裕を持ってお越しください。
- ・シルバーカーなど大きな荷物などがある場合は予約の際にご相談ください。
- ・1人で乗降ができない方は、利用できません（介助者が同乗すれば利用可能です）。

11 利用方法に関するお問合せ先（予約先ではありません。）

〒311-3192 茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町地域政策課 ☎電話 029-215-8003（直通）